No.62
R1.6　津山市地域包括支援センター発行

消費者被害情報

電話での勧誘があった時、「どうやって断ったらいいのかわからない」と思ったことはありませんか？
今回は電話勧誘販売の対応について紹介します。

「いりません」
「関心ありません」

はっきり断りましょう！！

- 電話に出る時は、自分から名前を名乗らないようにしましょう。
- 留守電機能を使いましょう。留守電を聞いて出ても大丈夫か判断しましょう。
- 一人暮らしとわかるような言葉は言わないようにしましょう。
- 「おれおれ、〇〇だよ」と言われても、本人と判断できるよう、もう１つ質問をしてみましょう。
  （例）住所、職業、嫌いな食べ物　等

★ 怪しい電話の後に、警察や企業、弁護士等を名乗る人から電話があれば気をつけてください。
同じ詐欺グループかもしれません。

相談窓口

津山市社会福祉協議会
津山市地域包括支援センター　**TEL：23－1004**
津山市消費生活センター　**TEL：32－2057**
消費者ホットライン(土日・祝も可)　**TEL：188(局番なし)**